

利用上の注意事項

(1) 労働災害の結果について

この調査結果に含まれる労働災害は、本調査対象の範囲に掲げる事業所で発生したもので、我が国の労働災害のすべてを網羅しているものではない。

(2) 年集計の時系列比較について

甲調査の昭和52年以降平成3年までは、四半期調査時において第1四半期から第4四半期に至る1年間について改めて死傷者の確定した労働災害の状況を集計した。

また、同様に平成4年からは、下半期調査時において上半期からの1年間について死傷者の確定した労働災害の状況を集計している。すなわち、下半期調査期間中に上半期の労働災害の程度等調査内容が変化した場合（見込みによって記入したが、確定したことにより変化が生じた場合）、上半期の数値を修正した上で集計している。そのため年計の数値は、上半期・下半期の数値の平均にならないことがある。

なお、昭和48年までの労働災害動向調査毎月調査付帯調査（年間の確定災害の実態を調査年の翌年1月末日現在で把握）や昭和49年～51年までの年集計〔各四半期毎の報告（第1四半期から第3四半期については3か月後の転帰状況を加除修正）を取りまとめ集計したもの〕とでは、災害程度の把握期間及び時期が相違しているため、付帯調査結果や年集計結果との時系列比較には注意を要する。

また、調査産業については、「[調査の沿革](#)」にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改定の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

なお、平成19年10月の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年は従前「P複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」（日本標準産業分類（平成14年3月改定）による。この項以下同じ。）であった事業所を、民営・分社化後に郵便事業株式会社の支店及び集配センターとなった事業所は「H情報通信業－371信書送達業」として、郵便局株式会社の郵便局となった事業所は従前どおり「P複合サービス事業－781郵便局」として分類したため、「H情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る）」、「37通信業」、「371信書送達業」、「P複合サービス事業（郵便局に限る）」、「781郵便局」の集計結果について平成19年と平成18年以前を時系列比較する場合には注意が必要である。

(3) 半期集計の時系列比較について

上半期、下半期別の集計については平成20年から半期ごとの集計を行わないことにしたため、平成19年以前と比較することはできない。

(4) 乙調査の時系列比較について

乙調査の10～29人の常用労働者を雇用する事業所を対象とした昭和52年～54年の調査は、7～9月の3か月を対象としており、昭和55年以降の調査とは直接比較できない。

なお、30～99人の常用労働者を雇用する事業所については、昭和55年以降の調査と昭和43年～51年の調査間は比較可能である。

また、調査産業については、「[調査の沿革](#)」にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改定の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

(5) 産業分類について（平成29年調査以降）

本調査結果で用いている産業分類は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく表章とした。ただし以下の場合、注意が必要である。

ア 一部の産業についてのみ表章している産業大分類

建設業として表章しているのは、D建設業のうち、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業のみの合計を集計したものである。06総合工事業については別個で表章した。

情報通信業として表章しているのは、G情報通信業のうち、37通信業、413新聞業、414出版業のみの合計を集計したものである。

宿泊業、飲食サービス業として表章しているのは、M宿泊業、飲食サービス業のうち、751旅館、ホテルのみを集計したものである。

生活関連サービス業、娯楽業として表章しているのは、N生活関連サービス業、娯楽業のうち、781洗濯業、791旅行業、8043ゴルフ場のみの合計を集計したものである。

医療、福祉として表章しているのは、P医療、福祉のうち、831病院、832一般診療所、841保健所、842健康相談施設、853児童福祉事業、854老人福祉・介護事業、855障害者福祉事業のみの合計を集計したものである。

サービス業（他に分類されないもの）として表章しているのは、Rサービス業（他に分類されないもの）のうち、881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業、891自動車整備業、901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業、922建物サービス業のみの合計を集計したものである。

イ 合併して表章している産業

(ア) 中分類のうち、09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業は、09・10食料品、飲料・たばこ・飼料製造業とした。

(イ) 小分類のうち、054採石業、砂・砂利・玉石採取業についてはそのまま表章したが、別に054採石業、砂・砂利・玉石採取業、055窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、059その他の鉱業は、054・9非金属鉱業とした。

081電気工事業、082電気通信・信号装置工事業は、081・2電気工事業、電気通信・信号装置工事業とした。

101清涼飲料製造業、102酒類製造業は、101・2清涼飲料、酒類製造業とした。

245金属素形材製品製造業、246金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）は、245・6金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）とした。

291発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、292産業用電気機械器具製造業は、291・2発電用・送電用・配電用、産業用電気機械器具製造業とした。

296電子応用装置製造業、302映像・音響機械器具製造業、303電子計算機・同附属装置製造業は、296・302・3電子応用装置、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業とした。

853児童福祉事業、855障害者福祉事業は、853・5児童福祉事業、障害者福祉事業とした。

881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業については、881・2一般・産業廃棄物処理業とした。901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業は、901・2機械修理業とした。

ウ 独自の表章産業

(ア) D建設業のうち、D06総合工事業の表章については、労働災害統計の特殊性を考慮して別表のとおりとした。

(イ) H42鉄道業については、H422鉄道車両修理工場を特掲したが、これらは日本標準産業分類にはない独自の産業分類番号及び表記である。

(ウ) G41新聞業、出版業は日本標準産業分類の中分類G41映像・音声・文字情報制作業のうち413新聞業及び414出版業のみの合計を集計したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

(エ) I60家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業は日本標準産業分類の中分類I60その他の小売業のうち601家具・建具・畳小売業及び602じゅう器小売業のみの合計を集計したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

エ 製造業の特定産業

常用労働者10～29人規模の事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業の8産業とした。

(6) 総合工事業について

建設業のうち総合工事業については、他の産業と異なる調査方法をとっているため結果も別個で表章した。

(7) 総合工事業の上半期と下半期で調査票の工事の種類及び請負金額区分が異なる場合の集計について同一事業所において上半期と下半期で調査票の工事の種類及び請負金額区分が異なる場合は、下半期の調査票により集計した。

(8) 労働災害率の表示方法は小数点以下第3位を四捨五入したものである。

(9) 統計表の符号の用法は次のとおりである。

- 「 0 」 …… 労働災害による死傷者数がないもの。
- 「 0.00 」 …… 小数点以下第3位において四捨五入しても小数点以下第2位に満たないもの。
- 「 — 」 …… 該当事業所がないもの。
- 「 x 」 …… 調査客体数が少ないため掲載しないもの。
- 「 ・ 」 …… 項目がありえないもの。
- 「 … 」 …… 上記以外の数値が無いもの。又は、数値を表章することが不適當なもの。

別表 ((5) ウ (ア) 関係)

D建設業のうち、D06総合工事業の分類番号及び内容

分類番号	産業（工事の種類）	業種コード	内 容
D06	総合工事業		
0671	河川土木工事業	3705	河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業
		3706	運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業
		3708	水門、樋門等の建設事業
		3709	砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業
		3711	湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業
0672	水力発電施設等新設事業	3101	水力発電施設新設事業
		3102	高えん堤新設事業
0673	鉄道又は軌道新設事業	3402	鉄道又は軌道の新設に関する建設事業（開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業は3401）
0674	地下鉄建設事業	3401	開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業
0675	橋りょう建設事業	3503	橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業
0676	ずい道新設事業	3103	ずい道新設事業
0677	道路新設事業	3201	道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業
0678	その他の土木工事業	3701	えん堤の建設事業
		3702	ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業
		3703	道路の改修、復旧又は維持の事業
		3704	鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業
		3707	貯水池、鉱毒沈澱池、プール等の建設事業
		3710	海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業
		3712	開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業
		3713	地下に構築する各種タンクの建設事業
		3715	さく井事業
		3716	工作物の解体事業
		3717	沈没物の引揚げ事業
		3718	その他の各種建設事業
		3719	造園の事業
0679	舗装工事業	3301	道路、広場、プラットホーム等の舗装事業
		3302	砂利散布の事業
		3303	広場の展圧又は芝張りの事業
0681	建築工事業	3501	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業
		3502	木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業
0682	その他の建築事業	3505	工作物の解体
		3506	その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業 ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業

注：業種コードは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第16条の規定に基づき制定された「労災保険率適用事業細目表（昭和47年労働省告示第16号）」による。